

令和5年度 館林市立第二中学校 部活動運営方針

令和5年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行い、運動や文化に親しみ、意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 部活動の設置

(1) 適正規模（顧問及び部員）

部活動を適切に運営するには、①安全管理上の観点から、各部の顧問を複数体制にするのが望ましい。また、②部活動の教育的意義に沿った活動となるように、各部とも異学年の生徒同士がともに学び合い、教え合い、協力し合い、競い合うことができるように各学年の部員が相当数所属できる程度の設置規模とすることが望ましい。

(2) 設置判断の要素

- ①生徒及び教員（部活動指導員を含む）の在籍人数等
- ②活動場所（校庭・体育館等）の状況
- ③校区内における小学生のスポーツ環境の状況
- ④その他（部員加入状況等）

(3) 活動状態の捉え方

- ①「通常」の活動・・・団体種目で大会に参加できる【規定人数】を満たしている状態

【規定人数】

軟式野球・ソフトボール9人 バスケットボール5人 バレーボール6人
サッカー11人（7人で出場可） 卓球・ソフトテニス6人（4人で出場可）
剣道5人（3人で出場可） など

- ②「募集停止」対象・・・団体種目で大会に参加できる【規定人数】に満たない状態が
2年以上続く ↓

- ②市大会で4大会続けて単独チームが組めない場合は募集停止とする。

（軟式野球 R5年度～）※新一年生が練習に参加したいと申し入れがあれば参加可

- ③「廃部」対象・・・2年間にわたり入部者がいない。

R4年度なし

- (4) 部の廃部及び開設等については、別途定める。

（サッカーは廃部 R5年度～）

3 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

- 1. 軟式野球 男女
- 2. バスケットボール男
- 3. バレーボール 男・女
- 4. ソフトテニス 男・女
- 5. 卓球 男・女
- 6. 陸上競技 男女
- 7. 水泳（条件付き募集）男女
- 8. 剣道 男女
- 9. 吹奏楽 男女
- 10. 美術 男女
- 11. 駅伝競走部（特別編成） 男女

(2) 活動日及び活動時間について

① 通常の活動日及び休養日の設定

ア 月曜日を部活動休養日（平日の休養日）とする。

イ 土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。（大会参加等により、土・日の両日に活動する必要がある場合は、次週に代替休養日を確保する。）

② 活動時間

ア 合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日は長くとも2時間程度で活動を終えることとする。活動終了時刻は次の通りとする。（活動開始時刻は通常 16:00）

月	4・5	6～8	9	10	11～	1/16～	2	3
部活動終了時刻	18:00	18:20	17:40	17:10	16:40	17:00	17:20	17:40
完全下校時刻	18:10	18:30	17:50	17:20	16:50	17:10	17:30	17:50

イ 授業の軽減があった場合は、その時期と時間に応じた終了時間を設定する。

ウ 学校休業日（土・日を含む）は、準備から後片付けを含め、4時間程度で活動を終えることとする。

エ 中体連の県新人大会に出場する場合は、その大会の2週間前から30分程度の延長をしてもよい。その場合、顧問は必ず学校長の許可及び保護者の同意を得て、職員に周知する。

③ 朝練習

ア 放課後の練習が十分に取れる日は、原則として行わない。やむを得ず実施する場合は、希望者のみとする。練習時間は7:40より30分程度で8:10には片付けを完了する。活動には、顧問が必ず立ち会うこととする。（1・2学期はなし）

イ 駅伝部の練習及び生徒の体力向上を目的として、朝のランニングタイムを設ける。

活動時間は、7:20から8:00までとする。（1・2学期）

3学期は各部活の朝練前7:20から7:40分までとする。

ウ 朝練習を行う趣旨や効果等について、顧問と生徒・保護者等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

④ テスト前の部活動中止

ア 中間テスト前日は、部活動を中止とする。

イ 期末テスト3日前から、部活動を中止とする。（大会等の事情で中止期間に部活動を行う場合は、学校長の許可及び保護者の同意を得て、職員に周知する。）

ウ 復習テストや休み明けテスト当日の朝練習は中止とする。

⑤ 長期休業中の活動日及び休養日の設定

ア 土・日曜日及び学校閉庁日は休養日とする。やむを得ず活動する場合は、代替の休養日を設ける。

イ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部活動毎の活動計画による）

ウ 顧問が不在の場合には、活動を中止する。（学年始めはその限りではないが、必ず代理の監督として教員をつける）

エ 年度末年度始め休業中の新入生の活動参加は、原則認めない。やむを得ない理由がある場合は、学校長の許可及び保護者の同意を得て、職員に周知する。

2 運営上の留意点

- (1) 顧問（含む副顧問）による監督下の活動を原則とする。顧問が不在の場合には、練習を中止にする。監督を他の職員に委託できる場合は、無理のない練習メニューを実施させる。
- (2) 部活動指導計画表を作成し、それに従って指導する。
- (3) 月別に活動予定表を作成し、生徒及び保護者に周知する。
- (4) 指導の際、生徒の健康状態に十分気を配るとともに、不適切な指導は絶対に行わない。（体罰の禁止）
- (5) 各部室の鍵の保管場所は職員室とし、部活終了時には必ず部の代表が責任をもって返却する。（生徒の持ち帰りは絶対にさせない）

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

4 部活動への入部及び継続・退部・休部

(1) 入部及び活動の継続について

入部は希望制とし、1年生の入部前には次のような手順を設ける。

- ・ 入学説明会において、新入生及び保護者に対して、活動についての説明を行う。
- ・ 新入生を迎える会において、部活動紹介を行う。
- ・ 1年生の見学期間を設ける。（新入生を迎える会～部活動編成時まで）
顧問裁量で活動も可 下校時刻 17:00 厳守
- ・ 部活動編成前でも、入部届（顧問用）を提出した時点で本入部とする。担任には入部届（担任用）を提出する。

ア 1年生は、説明や見学及び体験によりその部の活動を十分に理解し、3年間継続して活動できる部を選択する。入部に際しては、担任より受け取った「入部届」に必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらい、顧問及び担任に提出する。

イ 2・3年生は、年度始めに、担任から受け取った「継続届け」に必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらい、顧問及び担任に提出する。

ウ 入部を希望しない場合は、「入部辞退届及び保護者の同意書」を部活動担当から受け取り、担任に提出する。

(2) 休部及び退部について

所属する部活動の継続に支障を来したときは、保護者・顧問・担任等と十分に話し合い、以後の活動を決定する。

ア 一時的に活動を休止し、その後復帰する可能性がある場合は、部活動担当より

「休部届」を受け取り、必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらい、担任に提出する。

イ 活動の継続が困難であると判断された場合は、部活動担当より「退部届」を受け取り、必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらい、担任に提出する。

ウ 他に継続して活動できる部活動がある場合は、転部することができる。その場合は、退部の手続きが完了した後、部活動担当より「入部届」を受け取り、必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらい、顧問及び担任に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能向上だけでなく、心身の健康についても配慮し、参加する大会を精選する。

中体連以外の大会等に参加する場合は、事前に管理職に報告する。

6 大会への参加

(1) 大会に参加する場合は、必ず顧問が引率する。

(2) 授業日の大会に参加する場合は、学校長の許可及び保護者の同意を得て、職員に周知する。授業を優先し、参加者は登録選手及び係生徒のみとする。大会参加者名簿を作成し、教頭に提出する。(市駅伝大会等)

(3) 会場への移動時の交通ルールの厳守、競技・応援のマナー等の事前指導をしっかりと行う。

7 部活動の運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、学校長指揮・監督のもと、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問のもと、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

ア 今年度、本校では、次の通り運動部活動指導員を登録する。

剣道部 : 笠井智郁

イ 今年度、本校では、次の通り部活動外部指導者を登録する。

女子バレーボール部 : 庄條 浩

野球部 : 山本秀幸

吹奏楽部

イ 今年度、本校では、次の通りボランティア指導者を登録する。

女子卓球部 : 井野口彰子

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議委員会などを活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者との連携、学校と地域の連携

などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

8 その他

- (1) **活動時の服装は**、原則として、学校指定の体育着とする。
- (2) **ユニフォームやチームシャツ・チームジャージ・ソックス・シューズ等、部で認められているものの着用を許可する**。但し、部活動時のみで、それ以外の時間は着用しない。(違反があった場合、部員全体の使用を禁止する)

平成30年 4月 8日作成

平成31年 4月 8日改訂

- 2 (1) 設置部活動から体操競技部を削除
平成30年度より募集停止、平成31年度廃部
設置部活動に駅伝競走部を追加

- 2 (2) ③イ 朝のランニングタイムについての文言を追記

令和 2年 4月 1日改訂

- 2として「部活動の設置」を追記
- 5の 中体連以外の大会等に参加する場合は、事前に管理職に報告する。を追記
- 2 (3) ②に※令和2年度募集停止対象案を追記

令和 3年 4月 1日改訂

- 2 (3) ②に※令和3年度募集停止対象案を追記変更
ソフトボール部とサッカー部は、令和3年度より募集停止
- 3 (1) 設置部活動から女子バスケット部を削除、令和2年度いっぱい廃部

令和 5年 4月 1日改訂

- 2 (3) ②に※令和5年度募集停止対象案を追記変更
軟式野球は、令和5年度より募集停止を追記変更
- 2 (2) ③ア イ 朝練習時間・朝のランニングタイムについての時間変更
- 3 (1) 設置部活動からサッカー部を削除、令和4年度いっぱい廃部